Ｑ＆Ａ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2025.6.24

Ｑ１：「様式１　給水装置工事事業者指定申請書」などの様式は？

Ａ１：ホームページに掲載しています。

（高知市上下水道局お客様サービス課→指定給水装置工事事業者の申請と届出のご案内）

Ｑ２：社判の押印について

Ａ２：「定款」の「原本証明」のみ必要です。

Ｑ３：令和４年６月に開催した，「指定給水装置工事事業者講習会」が受講済の場合，更新

手続きは不要ですか？

Ａ３：いいえ。あくまでも事業者講習会ですので，今回案内の更新手続きが，別途必要です。

Ｑ４：自治体ごとに更新日が異なりますか？

Ａ４：はい。５か年の経過措置を適用しており，各自治体の指定日により更新時期が

異なります。更新時期については，各登録自治体へお問い合わせください。

Ｑ５：現在，休止中ですが，更新手続きは必要ですか？

Ａ５：はい。更新手続きが必要です。

なお，「休止届」については，すでに届け出済みの場合は不要です。

Ｑ６：給水装置工事主任技術者が不在でも更新可能ですか？

Ａ６：不在でも更新可能です。あわせて「指定給水装置工事事業者届出書（休止）」を

提出してください。

なお，休止期間中は「給水装置工事申請書」の受理は出来ません。

Ｑ７：国土交通省令で定める機械器具を有してなくても，更新可能ですか？

Ａ７：更新できません。修理または購入等で対応お願いします。

Ｑ８：給水装置工事事業者証を紛失しました。

Ａ８：「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」で届け出をお願いします。

Ｑ９：指定日が2019（令和元）年10月１日以降の事業者の更新手続きはいつですか？

Ａ９：法改正以前の事業者と異なり，指定日より５年以内の更新手続きとなります。

　　　ちなみに，初回交付の指定工事事業者証に有効期限を記載しておりますので，

　　　確認の上，該当の事業者は手続きをお願いします。

　　　なお，手続きには一定の時間を要しますので，期日までに余裕を持った提出を

　　　お願いします。